

神奈川県林業・木材産業改善資金貸付規則

(平成15年10月31日神奈川県規則第121号)

(資金の貸付け)

第1条 県は、この規則に定めるもののほか、林業・木材産業改善資金助成法（昭和51年法律第42号。以下「法」という。）、林業・木材産業改善資金助成法施行令（昭和51年政令第131号。以下「政令」という。）及び林業・木材産業改善資金助成法施行規則（平成15年農林水産省令第55号）の定めるところにより、法第3条第1項の林業従事者等（以下「林業従事者等」という。）及び同条第2項の融資機関（以下「融資機関」という。）に対して、それぞれ法第2条に規定する林業・木材産業改善資金及び当該資金の貸付けの業務に必要な資金を貸し付ける。

(貸付金の限度額等)

第2条 林業・木材産業改善資金として林業従事者等に貸し付ける貸付金（以下「貸付金」という。）の一林業従事者等ごとの貸付限度額は、個人にあっては1,500万円、会社にあつては3,000万円、会社以外の団体にあっては5,000万円とする。ただし、特別の理由がある場合において知事が承認したときは、その承認した額とする。

2 貸付金は、無利子とし、その償還期間（据置期間を含む。以下この項において同じ。）は、10年以内とする。ただし、次の各号に掲げる資金の貸付金の償還期間は、当該各号に定める期間とする。

- (1) 山村振興法（昭和40年法律第64号）第8条の6第1項に規定する資金 12年以内
- (2) 林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法（昭和54年法律第51号）第9条に規定する資金 12年以内（森林経営管理法（平成30年法律第35号）第37条第4項に規定する林業経営者が貸付けを受ける場合にあっては、15年以内）
- (3) 林業労働力の確保の促進に関する法律（平成8年法律第45号）第7条に規定する資金 15年以内
- (4) 木材の安定供給の確保に関する特別措置法（平成8年法律第47号）第15条に規定する資金 12年以内
- (5) 森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法（平成20年法律第32号）第11条第1項に規定する資金 12年以内
- (6) 中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成20年法律第38号）第13条第2項に規定する資金 12年以内
- (7) 農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律（平成20年法律第45号）第9条に規定する資金 12年以内
- (8) 公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号）第12条に規定する資金 12年以内
- (9) 地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成22年法律第67号）第10条第2項に規定する資金 12年以内

3 貸付金の据置期間は、3年以内とする。ただし、前項第1号、第5号、第6号及び第9号に掲げる資金の貸付金の据置期間は5年以内とする。

(連帯保証人等)

第3条 貸付金の貸付けを受けようとする者（政令第5条各号のいずれかに該当するものを

除く。)は、知事が定めるところにより、連帯保証人を立てるものとし、知事が必要と認めて請求したときは、担保を提供しなければならない。

(貸付けの申請)

第4条 貸付金の貸付けを受けようとする者は、法第7条に規定する貸付資格の認定を受けた後、別に定めるところにより、貸付けの申請書を知事に提出しなければならない。

(貸付けの決定)

第5条 知事は、前条の規定により貸付けの申請書の提出を受けたときは、速やかにその内容を審査し、貸付けの可否を決定する。

2 知事は、前項の規定により、貸付けをすることを決定したときは貸付金の貸付決定通知書を貸付けの申請書を提出した者(以下この項において「申請者」という。)に交付し、貸付けをしないことを決定したときはその旨を申請者に通知する。

(契約の締結及び貸付金の交付)

第6条 知事は、別に定めるところにより、前条第2項の規定により貸付金の貸付決定通知書の交付を受けた者及びその連帯保証人と貸付けについて契約を締結し、貸付金を交付する。

2 前項に規定する契約の締結のために必要な一切の費用は、貸付金の交付を受ける者の負担とする。

(事業完了報告)

第7条 貸付金の交付を受けた者(以下「借受者」という。)は、貸付金の貸付けの対象となった事業の完了後30日以内に、別に定めるところにより、事業完了報告書を知事に提出しなければならない。

(期限前償還)

第8条 知事は、借受者が次の各号のいずれかに該当する場合には、第2条第2項及び第3項の規定にかかわらず、当該借受者に対し、いつでも貸付金の全部又は一部の償還を請求することができる。

(1) 貸付金を貸付けの目的以外の目的に使用し、又は貸付け後長期にわたり使用しないとき。

(2) 虚偽の申請若しくは報告をし、又は故意に事実の報告を怠ったとき。

(3) 償還金の支払を怠り、又は正当な理由がなくて貸付けの条件に違反したとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、貸付金債権の保全上著しい支障があると認めたとき。

(支払猶予の申請)

第9条 法第10条の規定により償還金の支払の猶予を申請しようとする借受者は、別に定めるところにより、当該償還金についての支払の猶予を受けようとする期間における最初の支払期日の30日前までに、支払猶予の申請書を知事に提出しなければならない。

(支払猶予の決定)

第10条 知事は、前条の規定により支払猶予の申請書の提出を受けたときは速やかにその内容を審査し、償還金の支払を猶予することの可否を決定する。

2 知事は、前項の規定により、償還金の支払を猶予することを決定したときは支払猶予の決定通知書を支払猶予の申請書を提出した者(以下この項において「申請者」という。)に交付し、償還金の支払を猶予しないことを決定したときはその旨を申請者に通知する。

(違約金)

第11条 知事は、借受者が支払期日までに償還金又は第8条の規定により請求を受けた償還をすべき金額を支払わなかったときは、延滞金額につき年12.25パーセントの割合を

もって支払期日の翌日から支払当日までの日数により計算した違約金を徴収するものとする。

- 2 知事は、借受者が第9条の規定により償還金の支払猶予の申請をした場合において、その償還金の支払期日を過ぎて猶予をしない旨の決定をしたときも、前項の違約金を徴収するものとする。

(準用)

第12条 第2条及び第4条から第7条まで（第6条第2項を除く。）の規定は融資機関が行う法第3条第2項の林業・木材産業改善資金の貸付けについて、第8条から前条までの規定は融資機関について準用する。

(書類の経由)

第13条 この規則の規定により知事に提出する書類は、その者の住所又は事業を行う場所をその管轄する区域内に含む地域県政総合センターの長（その者の住所又は事業を行う場所が横浜市又は川崎市の区域にある場合にあつては、横浜川崎地区農政事務所の長）を経由しなければならない。

(実施細目)

第14条 この規則の実施に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(神奈川県林業改善資金貸付規則の廃止)

- 2 神奈川県林業改善資金貸付規則（昭和52年神奈川県規則第3号。以下「旧規則」という。）は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この規則の施行の日前に貸し付けられた旧規則第2条第1項の林業改善資金については、なお従前の例による。

(資金の貸付けに係る償還期間等の特例)

- 4 東日本大震災（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。）により著しい被害を受けた者で、その主要な事業用資産について東日本大震災により浸水、流失、滅失、損壊その他これらに準ずる損害を受けたこと又はその生産物（その加工品を含む。）に係る売上げが東日本大震災により平年の売上げに比して相当程度減少したことの証明を市町村長その他相当な機関から受けた者が東日本大震災の後令和3年3月31日までに貸付けを受ける場合の第2条第2項及び第3項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2条第2項本文	10年以内	13年以内
第2条第2項第2号及び第6号から第9号まで	12年以内	15年以内
第2条第2項第3号	15年以内	18年以内
第2条第3項本文	3年以内	6年以内
第2条第3項ただし書（同条第2項第6号及び第9号に掲げる資金に係る部分に限る。）	5年以内	8年以内